平成３１年２月１４日

我孫子市立小中学校保護者　様

我孫子市教育委員会
教 育 総 務 部 長

学校職員の働き方改革について

日頃より、本市の教育行政及び各学校の教育活動にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨今、学校職員の多忙化・長時間勤務の常態化が全国的に課題となっている中、本市においても、その課題の解消を図ることにより、職員が心身ともに健康でゆとりをもって子ども達と向き合える時間を確保し、充実した教育活動に従事できるよう、業務改善の取組みを進めています。また、今年度からは「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」を策定するために、推進委員会を設けて協議を重ねてまいりました。

つきましては、来年度４月１日から、下記にある「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン(案)」を実施していく予定です。保護者の皆様方には、学校職員の現状をご理解いただき、推進プランの実施にあたりご協力をよろしくお願いいたします。

なお、下記に示す内容は、保護者の皆様方に関わる部分のみ抜粋しております。また、本プラン(案)の内容にご意見等があれば、各学校の校長・教頭へご連絡願います。

記

我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン案（抜粋）

［ 目的 ］　　**ー 我孫子で育つ子ども達の笑顔のために ー**

学校教育の質の向上を目指し、学校職員が心身ともに健康でゆとりを持ち子ども達と向き合える環境を整備する。

Ⅱ　業務の改善と削減の推進

（１）　ノー残業デーの各校完全実施　　～ １８：００までに退勤 ～

・保護者や地域の方々へ設定日をお知らせし、全校で実施します。

（２）　夏季・冬季学校閉庁期間の拡大

・長期休業中に職員が長期の休暇を取得しやすい環境を作ります。

（３）　電話対応　～夜間、週休日の扱い～

・下記の時間設定は原則としますので、各校の設定時間は該当校ホームページ等をご覧ください。

・ノー残業デー：　[小・中]７：１５　～　１８：００
・他の平日　　：　[小]７：１５～１８：００、[中]７：１５～１９：００
・土日祝　　　：　電話対応なし（学校行事等開催時は平日に準じる）
・長期休業中　：　８：１０　～　１６：４０（学校閉庁日を除く）

・都合により上記時間帯での電話連絡が困難な場合は、連絡帳等で事前に時間外に電話対応をしたい旨、学校へお知らせください。個別に対応いたします。

・部活動等での緊急連絡先については、事前に学校よりお知らせします。

○　上記時間外の児童生徒の生命安全に関わる重大事態時は、市役所へ連絡をお願いします。　　　我孫子市役所　０４－７１８５－１１１１（代表）

〈代表から各学校の管理職へつなぎますので、学校名・お名前・電話番号をお知らせください〉

○　音声による上記電話対応は、６月１日からの開始を予定しています。

（４）　通知票の記載内容の精選　※

・校長の判断の下、通知票記述内容の精選を行います。

（５）　家庭訪問の検討　※

・地域の実態に合わせ家庭訪問の内容を改善します。

※　学校長が実施の有無を判断及び内容を工夫するもの

Ⅲ　学校を支える人員体制の整備

（１）部活動指導員による支援体制の構築

・2024 年度導入を目標に人材確保と職務内容、雇用条件等の明確化を行います。

Ⅳ　我孫子市「部活動の在り方に関するガイドライン」

各部活動の特性に応じて、シーズン・オフシーズンを考慮し実施します。

（１）休養日および活動時間の設定

①平日（小学校・中学校）⇒・１週間のうち、１日以上の休養日を設定します。
・活動時間は、２時間程度とします。

②週末を含む学校の休業日⇒

（小学校）・原則として実施しません。
・大会、コンクール等が実施された場合や、それに向けた練習を行った場合は、その翌週等で２日以上の休養日を設定します。
・活動時間は、３時間程度とします。

（中学校）・いずれかに１日以上の休養日を設定します。
・大会、コンクール等が実施された場合や、それに向けた練習を行った場合は、その翌週等で２日以上の休養日を設定します。
・活動時間は、３時間程度とします。

（小学校・中学校）　・「終日活動」の場合は、休息を１時間以上設定します。

③長期休業中（夏季・冬季）⇒

（小学校・中学校）　・「週末を含む学校の休業日」の扱いと同様とします。